

福岡県公報

令和元年6月18日
第 13 号

目次

告示 (第92号)

○保安林の指定に関する通知にかわる告示 (農山漁村振興課) …………… 1

公 告

○国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 1

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (用 地 課) …………… 1

○クリーニング業法に基づく研修の指定 (生活衛生課) …………… 2

○クリーニング業法に基づく講習の指定 (生活衛生課) …………… 2

○屋外広告物講習会の開催 (公園街路課) …………… 3

教育委員会

○福岡県指定有形文化財の指定解除 (教育庁文化財保護課) …………… 3

再 掲

○特定危険薬物の指定 (薬 務 課) …………… 3

告 示

福岡県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による保安林の指定に関する通知について、当該保安林の所有者の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その要旨を次のように告示する。

なお、当該通知の内容は、令和元年5月24日八女市役所に掲示した。

令和元年6月18日

福岡県知事 小 川 洋

保安林の所在場所	指定の目的	指定施業要件	所在が不明な者の氏名
八女市星野村字管割14038の4	水源の涵養	令和元年5月農林水産省告示第15号のとおり	伊藤 タカ

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年6月18日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大牟田市	平成28年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字手鎌の一部	令和元年6月5日
田川郡添田町	平成12年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字添田の一部	令和元年6月5日

公告

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間（案）並びに「不利益処分」に係る処分基準（案）について、次のとおり意見を募集します。

令和元年6月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 意見募集期間
令和元年6月18日から令和元年7月17日まで
- 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部用地課に備え置きます。

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和元年6月18日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
令和元年9月1日（日）	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
令和元年9月29日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号
令和元年10月20日（日）	久留米リサーチ・パーク	久留米市百年公園1番1号
令和元年10月27日（日）	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（1時間）
洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（1時間）
洗濯物の処理 1時間（1時間）
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 研修終了後、レポートの提出あり

注2（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和元年6月18日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
令和元年9月8日（日）	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
令和元年10月6日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（1時間）
洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（1時間）
洗濯物の処理 1時間（1時間）
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 講習終了後、レポートの提出あり

注2（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

令和元年6月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
令和元年8月30日	午前9時50分から 午後5時00分まで	久留米市六ツ門町8-1 久留米シティプラザ 大会議室

2 講習の内容

- 屋外広告物に関する法令
- 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、令和元年7月25日（木曜日）から8月7日（水曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜

日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、令和元年8月7日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092-643-3757）又は最寄りの県土整備事務所に行うこと。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第5条第3項の規定により、次のように福岡県指定有形文化財の指定が解除されたので告示する。

令和元年6月18日

福岡県教育委員会

名称	指定告示	指定解除年月日
久留米藩有馬家霊屋	平成22年福岡県教育委員会告示第3号	平成30年12月25日

再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第76号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和元年6月13日

福岡県知事 小川 洋

1 特定危険薬物の名称

(1) 化学名 N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサン-1-アミン及びその塩類

(2) 化学名 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)

- 1 H-ピロロ [2, 3-b] ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和元年6月14日